重要事項説明書
（居宅介護支援）

当事業所はご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することが出来るよう、次のサービスを実施します。

○利用者の心身の状況や利用者と契約者の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及び契約者、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者と利用者及び契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

・当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でも、サービスの利用は可能です。

ケアプランセンターROOTS

1. 事業者名

法　人　名	合同会社 UNIVERSE
法人所在地	沖縄県糸満市字潮平 673 番地の 4　Y’sEC 潮平タワー202 号室
代表者氏名	代表社員　松川　浩也
設立年月日	令和 3 年 5 月 7 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の目的	この事業所は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状態に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように支援することを目的とします。
事業所の名称	ケアプランセンターROOTS
指定年月日	令和 3 年 9 月 1 日　（介護保険指定番号 4775407408）
事業所の所在地	沖縄県豊見城市字豊見城 437 番地 1　1.1（ワンワン）ビル 2-A
電話番号	098-987-4203
事業所管理者	金城　翔太

当事業所の 運営方針	利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公平中立な居宅介護支援を行います。

3. 事業実施地域及び営業日時・時間

営業日	月～金（土・日、祝日、12 月 31 日～1 月 3 日は休日）
受付・サービス提供時間	月～金　　8：30～17：30

※上記以外の時間帯でも業務用携帯電話により、24 対時間対応いたします。

※勤務体制の都合により、上記営業日以外にも勤務している事があります。

事業実施地域：豊見城市、那覇市、糸満市、南風原町、八重瀬町、南城市、久米島町

4. 職員体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	職員
１．管理者	１名（介護支援専門員兼務）
２.介護支援専門員(常勤)	１名以上
（うち主任介護支援専門員）	１名以上

5.　当事業所が提供するサービス内容

（１）　居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成利用者のご家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

① 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。課題分析の方法は、沖縄県版共通アセスメント様式を使用し、厚生省の基準項目に準じて実施します。

② 居宅サービス計画の作成の開始にあたり、地域におけるサービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は契約者に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③ 利用者及び契約者の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④ 居宅サービス計画原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類や内容、利用料等について利用者及び契約者等に対して説明し、利用者及び契約者の同意を得た上で決定するものとします。

⑤ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、介護支援専門員が主治医の医師等の意見を求めます。その場合において、この意見を求めた主治医等に対しても居宅サービス計画書を交付します。

⑥ 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

⑦ 事業者は、居宅介護支援に係る書面の保存方法として、電磁的方法により行うことも可能とします。

⑧ 事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、利用者及びその御家族等の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法により行うことも可能とします。

(2)利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はご家族に対して提供するものとします。

① 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やそのご家族に対して、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけます。

② 居宅サービス計画書等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

③ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求める事なく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示する事はいたしません。

④ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表し、文章と口頭にて十分に説明を行います。

(1) 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。

(2) 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。※別紙にて説明。

・前期（3 月 1 日から 8 月末日）　・後期（9 月 1 日から 2 月末日）

⑤ 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が１ヵ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。そのさいに把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

契約者及び利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者及び契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

①利用者及び契約者等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。

②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

※訪問介護事業所等、指定居宅サービス事業所から伝達された利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師等に必要な情報伝達を行います。また、利用者及び契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

6. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業所は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たす為に以下の対応をお願いいたします。

(1) 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

(2) 入院時には、ご本人又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の氏名及び連絡先（ケアプランセンターROOTS：098-987-4203）を伝えて頂きます様お願い致します。

(3) 指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認められるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て主治医の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

(4) 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている。(入院時中の医療機関の医師を含む。)

7. 他機関との各種会議等

テクノロジーの活用や人員・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担の推進を図ります（医療カンファレンス、サービス担当者会議等含む）

（1）利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施も可能とします。

（2）利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施も可能とします。

8. 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者及び契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

9. 利用料金

居宅介護支援に関するサービス料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相応する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

（1）基本料金　※居宅介護支援費Ⅰ

要介護度区分 ＼ 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの取扱件数が 45 未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） （単位数　1,086） 10,860 円	居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） （単位数　1,411） 14,111 円
〃　45 以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） （単位数　544） 5,440 円	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） （単位数　704） 7,040 円
〃　45 以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） （単位数　326） 3,260 円	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） （単位数　422） 4,220 円

※ 居宅介護支援費については 45 件以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費ⅱ又はⅲを算定します。

【介護職員等処遇改善加算】2.1%（1000 分の 21）令和 8 年 6 月から算定

＜利用料金のお支払い＞

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

（２）加算料金について

【特定事業所加算（Ⅰ）】：5,190 円　/月

質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、人材の確保や地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を実施していること、サービス提供に関する定期的な会議の実施、多制度に関する知識等に関する事例検討会や研修会に参加しているなど、当事業者が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。

【初回加算】　3,000 円／月

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を作成、要介護区分が２区分以上変更された場合）

【入院時連携加算】

利用者に関する情報（在宅時の介護サービスの利用状況等）提供した場合。

入院時情報連携加算（Ⅰ）2,500 円	入院した日のうちに、情報提供（提供方法は問わず）
入院時情報連携加算（Ⅱ）2,000 円	入院日から 3 日以内に情報提供（提供方法は問わず）

【退院・退所加算】

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたり医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

※退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等も参加します。

退院・退所加算	カンファレンス参加　無	カンファレンス参加　有
連携 1 回	4500 円	6000 円
連携 2 回	6000 円	7500 円
連携 3 回	―	9000 円

【通院時情報連携加算】500 円／月

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供等を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等（ケアプラン）に記録した場合。※同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行う（利用者一人につき１月に１回を限度）

【緊急時等居宅カンファレンス加算】2,000 円／回
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（一月に２回を限度）
【ターミナルケアマネジメント加算】: 4,000 円／月
24 時間連絡が取れる体制を確保し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、主治医師等の助言を得つつターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービスの変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身状況等の情報を記録し、主治の医師等やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合。
① 利用者の状態の急変等に伴い、利用者に対する訪問診療実施の保険医療機関・利用者の在宅療養を担う医療機関の保険医の求めにより、当該病院・診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、話し合いを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に、2,000 円加算される。(月 2 回に限り算定することができる。
② 看取り期において退院時等にケアマネジメント業務をおこなったものの、死去によりサービス利用にいたらなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定することがあります。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
(2) 介護支援専門員の交替について
① 事業所からの介護支援専門員の交替
事業所の都合により、介護支援専門員の交替をすることがありますが、その場合は、利用者及び契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
② 利用者からの交替の申し出
選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を申し出ることができます。ただし、利用者及び契約者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

11.　事故発生時の対応について

①　代表者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、沖縄県介護保険広域連合、関係市町村に連絡を取るとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。

②　事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとし、その事故状況、とった処置などを記録に残し保管するものとします。

12.利益収受の禁止について

①　事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置づけるべき旨の指示等を行ってはならない。

②　介護支援専門員は居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

③　事業者及び介護支援専門員は、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

13.　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、かかりつけ医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者等に連絡します。

※入院時等における医療機関と早期から連携を図る観点から、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者又は家族より、担当する介護支援専門員の事業所名及び氏名等を入院先医療機関にお伝えするようお願いします。

14.　感染症や非常災害の発生時について（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、まん延又は災害拡大しないように、次の各号に掲げる措置を講じる様に努めます。

(1) 従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(2) 関係通知の遵守・徹底を行うものとする。

(3) 事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災、風水害、地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の作成、研修の実施、訓練（シュミレーション）を、定期的に実施します。

(4) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

15.　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者は下記のとおりです。

虐待防止に関する担当者	管理者：金城　翔太

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 利用者及びその家族等からの苦情処理体制を整備しています。

(4) 虐待防止のための指針を整備します。

(5) 虐待防止を啓発･普及するための研修を定期的に実施します。

(6) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに保険者に通報します。その際には市町村等が行う調査等に協力するよう努めます。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村等への虐待の届出について、適切な対応をします。

16.　ハラスメント対策の強化

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(1)　ハラスメントに関する担当者は下記のとおりです。

ハラスメントに関する担当者	管理者：金城　翔太

(2)　指定居宅介護支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発。

(3)　相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備。

(4)　メンタルヘルス不調への相談対応

(5)　ハラスメント対象者に対して１人で対応させない。

17.　身体拘束廃止について

ご利用者などに対する身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わせないためにも、(利用者の生命や身体を保護する為緊急時ややむを得ない場合は除く）支援にあたっての相談できる体制を整える他、必要な措置を講じる。

(1)　研修及び勉強会などを通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2)　厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取り扱いを行います。

18. 認知症ケアについて

事業所は、認知症に関する十分な知識と理解を取得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし定期的に研修を実施します。

（1） 認知症高齢者に対する対応として、総合的なアセスメントを踏まえた環境・チームケアを統一する事で、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行います。

（2） パーソン・センタード・ケア（いつでも、どこでも、その人らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践します。

19. 職員研修について

事業所は、居宅介護従業者等の資質向上を図るために、採用研修や継続研修を随時行っていくものとする。

20. 苦情受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。

担当責任者	管理者：金城　翔太	080-9420-6474

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(4) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよりサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。
また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(5) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会		098-860-9026
福祉サービス運営適正委員会		098-882-5704
沖縄県介護保険広域連合	計画推進課　指導係	098-911-7502
豊見城市役所	障がい・長寿課	098-856-4292
南風原町役所	保健福祉課	098-889-4416
八重瀬町役所	社会福祉課	098-998-9598
那覇市役所	ちゃーがんじゅう課	098-862-9010
糸満市役所	介護長寿課	098-840-8133
南城市役所	生きがい推進課	098-917-5489

21. サービス提供における事業者の義務

当事業者では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

(1) 利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者又は契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

(2) 利用者又は契約者がほかの居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、他ご契約から申し出があった場合には、利用者又は契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(3) 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

22. 個人情報の取り扱いについて（秘密保持）

(1) 個人情報は、その利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。

(2) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。

(3) 同意または依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

《個人情報を利用させていただく範囲》

・提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
・サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
・居宅サービスの適正な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携
（サービス担当者会議など）、照会への回答のため
・緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
・ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため
・当事業所のサービスの、維持・改善に資する基礎資料（アンケート等）の
作成のため
・当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
・当事業所で行われる学生等の実習教育のため
・審査支払い機関（国保連）や保険者からの紹介など、法令上応じることが
義務付けられている事項のため
・外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
・損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
・その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

≪使用する期間≫

契約日より、当事業所の介護支援サービスが終了するまでの期間、個人情報については、上記に記載している通り、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

同意年月日：

利　用　者
氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家族代表者
氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄：＿＿＿＿＿＿

23. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償し、守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

24. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日まででですが、契約期間満了の２日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には当事業所との契約は終了します。

① 利用者が死亡した場合
② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立・要支援と判断された場合
③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所が閉鎖した場合
⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

25. 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の１ヶ月前までに申し出てください。ただし以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
④ 事業者もしくは介護支援専門員が、故意に又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

26.　事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除されていただくことがあります。

① 利用者及び家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

② 利用者及び家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

③ 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為を行った場合

④ パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為を行った場合

⑤ サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS 等に掲載する行為を行った場合

27. 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項

利用者が要介護認定申請後、認定結果が出るまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

28. 提供する居宅介護支援について

利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。

29. 記録作成・交付義務

(1) 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管し、利用者または契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

(2) 事業者は、利用者又は契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他申し出があった場合には、利用者又は契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

30. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

① 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。

② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービス内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明し、同意を得て交付しました。

ケアプランセンターROOTS
説明者職名　：　介護支援専門員

氏　　名　　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、本書面を受領しました。

同意年月日：

利　用　者

住　　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名代理人及び家族代表者

住　　所　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　続柄：＿＿＿＿＿＿